

平成18年11月24日に、八王子市国民保護協議会から下記の意見（答申）が提出されました。

記

- 1 八王子市国民保護計画は、概ね市の素案どおりとするが、次の事項に留意し策定すること
 - (1) 国、都との整合性がとられ、一体となった対応が図れる計画とすること
 - (2) 基本的人権の尊重については、国民保護法に基づいた規定とすること
 - (3) 国民の協力については、あくまで国民の自主性にゆだね、強制にわたることがないようにすること
 - (4) 外国人にも配慮した計画とすること
 - (5) 市民への周知及び理解に努めること
 - (6) 避難住民や緊急物資の運送について、都や市、事業者が情報を共有し、円滑に行えるような計画内容とすること
 - (7) 今後、関係機関との連携・協力を図りながら、具体的なマニュアルや基準を整備すること